

2023-2-16 第3回「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の施行状況の検討に係る有識者会議

13時30分～14時58分

○中野参事官 定刻となりましたので、ただいまより、第3回「『地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律』の施行状況の検討に係る有識者会議」を開催させていただきます。

本日は、大変御多用の中、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会議はこれまで同様公開としております。オンラインでの傍聴を受け付けておりますので、御承知おきいただければと思います。

本日、御出席の皆様は、委員名簿・座席表をもって代えさせていただきたいと思っております。なお、大森委員におかれましては、御都合により14時頃一旦御中座されると承っております。

また、オンラインで御参加の委員の皆様におかれましては、御発言時以外は音声をミュートにいただきまして、御発言のある場合には挙手ボタンでお示しをいただきますようお願いをいたします。

本日の議事と配付資料は議事次第のとおりでございます。

本日は、前回の会議におきまして増田座長より御指示をいただきましたデジタル分野等の人材育成に関するファクトの整理に関して御報告をさせていただきますとともに、委員の皆様には、それも含めて有識者会議のとりまとめに向けて御議論をいただければと思います。

それでは、今後の議事進行につきましては座長にお願いしたいと思います。

○増田座長 座長の増田でございます。以下、議事に従いまして会議を進めてまいりたいと思っております。

まず、事務局から今日の会議資料について説明をいただきまして、その後、意見交換に移りたいと思っております。

今、事務局からございましたとおり、前回会議で私からお願いをしておりましたデジタル分野等の人材育成に関するファクトの整理、これについては資料1のほうにまとめられていると思っておりますので、まず、ここから事務局の説明をお願いしたいと思います。それでは、どうぞよろしく申し上げます。

○中野参事官 前回の第2回会議におきまして、先生方からデジタルなどの成長分野の人材育成につきまして様々な意見を頂戴いたしまして、これを受けまして、座長より3つの観点から文部科学省とも相談してファクトを整理するようという御指示でございました。

1つ目といたしまして、デジタル等の成長分野について、どの程度の質の人材がどれくらい必要か。

2つ目といたしまして、その人材育成は、なぜ23区内でなければならないのか。

3つ目に、その人材育成は、なぜスクラップアンドビルドでは対応できないのかといったことをございました。

文部科学省と相談して整理いただきましたので、結果について文部科学省から御説明をいただきます。

○伊藤戦略官 文部科学省の伊藤でございます。

それでは、ただいま事務局から説明をいたしましたように、前回の会議で増田座長より事務局で整理して回答するようにとの御指示のあった3点について、文部科学省から御説明を申し上げます。

お手元の資料の2ページを御覧いただきたいと思います。まず、デジタル等の成長分野について、どの程度の質の人材がどれくらい必要になるかについてでございます。日進月歩で技術進展がございますデジタル分野で将来の人材需要予測を正確に行うことは極めて困難ではございますが、政府におきましては、民間シンクタンクの知見を活用して実施いたしましたIT人材供給の試算、また、経団連加盟各企業のアンケート調査を基に、これを試算してニーズ調査を把握させていただきました。デジタル人材、特に先端IT人材の育成は圧倒的に不足してございまして、現在の大学等教育機関における人材育成の現状に鑑みますと、幅広く数理、データサイエンスの基礎を習得する学生ではなく、情報工学など高度な知識を専門の学部や大学院の修士課程で学ぶ学生が大幅に不足していく状況でございます。

表の左のところに二等辺三角形をつくってございますが、全体としてはたくさんのデジタルの素養を身につけなければいけないわけではございますが、ちょうどこの真ん中で切ったところの上のレベル、赤く囲っているところでございますが、こうした先端のIT人材のところは大幅に不足するというところでございます。このため、現在はやむなくということかと思っておりますけれども、情報系の分野を学んでいない専門性が比較的低い人材も採用することで、何とか必要な人数を確保しているところでございます。このギャップを解消するためには、学部や大学院で専門性を身につけた高度デジタル人材を毎年少なくとも今より1.2万人増加させることが必要と試算しているところでございます。

次に2点目、その人材育成は、なぜ23区内でなければならないのかというところでございます。高度な専門性を身につけることができます情報系の学部・研究科は、これまでの人材育成の蓄積がございます23区内の大学で、学部段階では1割以上、修士段階では2割以上というのが今の実情でございます。

全国でわずかな数だけ増やせばいいということであれば、23区以外の増加だけで対応することも可能と考えてございますが、先ほど申し上げましたとおり、大幅な量的拡充を図るためには、23区内の大学も含めてオールジャパンで取り組んでいくことが必要と考えてございます。特に喫緊の課題である高度なデジタル人材を早急に育成するためには、修士レベルでの人材育成の実績のある大学の取組が必須であると考えてございまして、この点、約23%を修士段階ですと23区内の大学が育成をしているところでございまして、この力を

活用していくことが必要ではないかと考えてございます。

3点目が、スクラップアンドビルドでは対応できないのかということでございます。デジタル人材の育成増は我が国において本当に急務な課題でございまして、一刻も早く育成に取り組むことが求められてございます。

他方、私立大学が完全なるスクラップアンドビルドで学部展開を図っていくことは、詳細は記述してございますが、例えば廃止する学部は1年次の入学の募集をやめていくわけでございますので、毎年4分の1ずつ学生が減り、その分授業料収入が大幅に減少していくわけでございます。学位取得に必要な教員数というのは、1年生がいなくなったとしても、2、3、4年生に対して指導する教員数というのは単純に4分の1ずつ減っていくわけではございませんで、基本的にはフルスペックの用意が必要なわけでございます。

また、新学部も同様に、1年生が入ってきた段階で確保できる授業料は4分の1だけでございますけれども、その学生たちに対し、総合的な力を身につけさせるためには、たくさんの教員を雇用する。こういうことが私学の収支構造から単純なスクラップアンドビルドでは非常に難しいというような状況がございます。

特にこの問題は今申しましたような机上の計算上の問題以上に、実際に今ある教員の雇用問題にも直結をいたしますので、一定の時間をかけ、数年単位で計画をしながら、徐々に移行していくことが必要になると考えてございます。それゆえ同タイミングのスクラップアンドビルドでなければならないとなりますと、新たなニーズへの対応が極めて困難になって、成長分野の人材育成が停滞をしてしまうと考えてございます。

以上3点、前回御指摘いただいた点に対する私どもの考えでございます。

次に、早急に取り組むことが必要な地方におけるデジタル人材の育成に向けた文部科学省の取組についても簡単に説明をさせていただきます。

4ページを御覧いただきたいと思います。政府といたしましては、我が国の経済成長発展のためにも圧倒的に不足をしておりますデジタル人材を育成していくため、予算措置をはじめ様々な政策手段を総動員し、複眼的な視点でこの問題に取り組むことが必要と考えてございます。具体的には、昨年末に成立をいたしました補正予算において、情報系の学部や大学院の拡充に取り組む全国の大学に対し資金的に支援する基金を創設したところでございます。知事会などからも強い御要望があった地方の国立大学における情報関係の人材育成の拡充のための臨時的な定員の増も、この基金による支援と合わせる形で今検討しているところでございます。

また、地方におけます情報人材育成強化のためには、教える教員の確保が極めて重要でございますので、経済産業省とも連携を図りながら、全国9ブロックで大学と企業が連携し、企業人による指導が可能となるよう、教え手の確保に取り組むこととしてございます。また、実際に企業人による指導が可能となるよう、遠隔授業等の上限単位数の特例制度の創設や、企業と大学と教え手が兼務しやすくなるための制度の見直しなど、諸制度の見直しも行ったところでございます。さらに地域の企業・大学と地方公共団体による産学官の

連携によって各地でデジタル人材の育成を図り、地域で活躍してもらえるよう、地域連携の取組を経済産業省とも連携しながら取組を支援してまいりたいと考えてございます。

5～7ページは、それに関連する資料でございますので、後ほど御参照いただきたいと思っております。

こうした地方でのデジタル人材の育成への取組を考えていることも含め、23区規制の在り方についても御検討いただきたいという趣旨で、文部科学省としては、こうした総合的な取組の説明と併せて、23区問題についても全国知事会に御説明をさせていただきながら御検討をお願いしたところでございます。

僭越でございますが資料2を御覧いただきたいと思っております。縦の1枚紙でございます。知事会では教育問題を担当していただいております文教・スポーツ常任委員会、愛知県知事の大村知事が委員長をお務めの委員会でございますが、ここを中心に御検討いただきまして、お手元の資料でございますように、委員会としての意見をおまとめいただいたところでございます。

意見の概要について簡単に、僭越でございますが私から説明をさせていただきます。2段落目の3行目でございますが、デジタル人材の育成については国の喫緊の課題であり、オールジャパンで取り組むべきであるもので、その必要性については異論ないということ。また、文部科学省の基金による地方大学の機能強化等の方向性については評価をしていくということ。また、デジタル人材の確保が困難な地方において、国立も含めた大学の定員増がスムーズにできるようにすべきである。こういう御意見を頂戴してございます。

他方、23区規制の例外措置に関しましては、東京一極集中に拍車をかける懸念があるとの意見や容認できないとの意見が複数あったこと。また、例外措置を優先するのではなく、その前提として、まずは地方大学において確実にデジタル人材を育成する施策を展開してほしいという御意見を頂戴いたしました。その上で、例外措置につきましては、対象をデジタル人材に限定すること。臨時的な定員増に限ること。地方での増でもなお不足する範囲内にすること。関係省庁が連携して育成されたデジタル人材が地方に還流されるような誘導策、地域ごとに就職先となる産業の育成確保の支援策を講じること。地方における教員確保策を実効性のあるものにするなど御意見を頂戴したところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○増田座長 ありがとうございます。

今、伊藤戦略官から知事会の関係につきましても資料2で内容を触れていただきました。この点について、全国知事会のメンバーとして今日は村岡委員が御出席でございますので、村岡委員から補足などがございましたら、どうぞ御発言をお願いいたします。

○村岡委員 ありがとうございます。山口県知事の村岡です。

今、全国知事会の文教・スポーツ常任委員会の意見の御説明がありました。私から補足的に御説明させていただきたいと思っております。

まず、デジタル社会の実現に向けまして、デジタル技術を使って地域の課題解決ですと

か、新しい価値を生み出す人材も必要ですし、システムの連携を担う人材ですとか、あるいは国民の能力の向上のための教育を担う人材ですとか、大変多種多様な専門知識を有する人材の育成確保は必要なことであります。こうした人材が質・量の両面で不足しているということ、それから、都市圏への偏在も問題になっておりまして、まず、国におきまして、この課題の解消に向けた取組をぜひ積極的に行っていただきたいと思っています。

今、文部科学省で対応策を検討されて、先ほど説明にありましたように、知事会の文教・スポーツ常任委員会で意見書がとりまとめられています。このとりまとめに際しまして、デジタル人材の育成に向けて対応を強化していくことの必要性については異論がありませんでした。

しかし、新たな例外措置に関しましては、一部、23区を含めた日本全体でスピード感を持って取り組むべきとの意見はあったものの、東京一極集中に拍車がかかるなどの意見が少なからずあったと聞いております。実際、東京23区における大学の収容定員増加の抑制につきましましては、今回のテーマの法律の施行の前に定員増加を機関決定していた場合は例外として扱われたことなどもあって、まだ、所期の効果が上がっていない状況でありまして、東京都の学生数は今も増加を続けているという状況にあるわけです。

これに加えて、新たな例外措置としてデジタル人材の育成に係る定員増が23区内で認められることになると、23区への学生の集中がさらに強まって、首都圏の大学を卒業した学生は、実際にはその大半が首都圏で就職をしている現状があることを踏まえると、地方の人口減少に拍車がかかるのではないかとということが懸念されるところであります。

また、デジタル人材の不足に対応するため、全国各地でデータサイエンス系学部の新設が相次いでおります。今後もこうした傾向が続くと予想される中で、23区内で情報系の学部とか学科の定員が増えていくことになると、地方において情報系教員の確保が難しくなって、デジタル人材の育成が難しくなるのではないかとといった意見もありました。

そうした新しい例外措置を設けることにつきましましては、まず、地方の側においてこうした懸念の声があることを申し上げておきたいと思っております。こうしたことを踏まえまして、全国知事会の文教・スポーツ常任委員会では意見書において、「新たな例外措置については定員増の必要数を十分に検証した上で慎重に検討すること。また、例外措置を優先するのではなく、まずは地方大学において確実にデジタル人材を育成する施策を展開していただきたい。」と記載がされたところでありまして、文部科学省には、この点を十分留意を願いたいと思っております。

あと、新たな例外措置を設ける場合に幾つかのことを述べていまして、まず、対象をデジタル人材に限定すること。臨時的な定員増に限ること。地方での定員増でもなお不足する範囲内での定員増に限定すること。そして、育成されたデジタル人材が確実に地方に還流されるよう戦略的な誘導策を講じること。地域ごとにデジタル人材の就職先となる産業を育成・確保する取組への大胆な支援策を講じること。地方における教員確保の施策を実効性のあるものとする。こうしたことなどが不可欠とされています。私としても文部

科学省では、ぜひこれらの地方の意見を真摯に踏まえていただいて、丁寧に対応していただきたいと考えておりますので、その点、ぜひお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○増田座長 村岡委員、どうもありがとうございました。

今日、この後、幾つか論点等々あると思いますが、特にデジタル人材の育成ということについて、全国知事会の立場からいろいろ御意見を頂戴したということでございます。

今日は時間も限られていることでもありますので、文部科学省から資料1の説明の続きについても併せてこの場で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○伊藤戦略官 それでは、資料1の最後の8ページを御覧いただきたいと思います。

ただいま村岡委員からも知事会の御意見を頂戴いたしました。私どもは知事会、文教・スポーツ常任委員会からいただいた意見も踏まえて、この分野の取組について、しっかり取り組みつつ、地方の声に丁寧に対応していく必要があると強く受け止めているところでございます。

そうした知事会の御意見も踏まえて、具体的に文部科学省案としてまとめたのが8ページでございます。デジタル人材の育成を抜本的に強化するために、下記の施策を総合的に講ずることとしたいということで、1～5までは先ほど御説明をした内容と同じでございます。こうした施策を総合的に取り組むとともに、これらと併せて23区の定員増加抑制規定に関する限定的な例外措置の検討につきまして、3つの要件というもので取組を進めさせていただけないかということが文部科学省の案でございます。

1つ目が、産業界からニーズ提示のある高度なデジタル人材を育成する情報系の学部・学科の収容定員増であることという対象の要件でございます。

2つ目は、収容定員増は一定期間後に増加前に戻すことを前提とした臨時的な定員増に限ることという要件でございます。

3点目が、学生が東京圏外の地方企業等におけるインターンシップ・研修等に一定期間参加するなど、地方における就職促進策を組み込んだプログラムであること。

こうした3つの要件に合致しているかどうかということ年全国知事会の関係の皆様とも連携しながら確認をさせていただいて、この例外的な措置の対象を認定していく。こういうようなスキームで、もちろんこれらが実効あるものにするために、先ほど申しましたように、各地域の大学と企業が連携を図るような取組も、経済産業省ほか、政府内の他省庁とも協力をしながら取り組んでまいりたいですし、地方振興策については内閣官房の皆様と一緒に取組をさせていただくという前提でございますが、こうした中で、この対応をさせていただくということの一つの案としてお示しをさせていただきたいと思います。

○増田座長 ありがとうございました。

続いて、資料3、この有識者会議の議論のとりまとめ案が、こちらに掲げられていると思います。これまでの2回の議論で各委員の皆様方からいろいろな意見をいただきまして、それを踏まえて、この有識者会議としてどうまとめていくのかということについて、そこ

に記載をされておりますので、この資料3について、事務局から御説明をお願いしたいと思っております。

○中野参事官 資料3でございますが、ただいまの高度デジタル人材の件も含めた形で、これまでの議論のとりまとめという案をお示ししているものでございます。なお、個別に御相談させていただいたときから、御意見等を踏まえて修正が入っておりますので、御留意をいただければと思います。

全体ですけれども「はじめに」以下、5つの項目からなっております。

1といたしまして「特定地域内の大学学部の収容定員増加抑制の状況」、2番目に今ほどの「高度なデジタル人材の需要への対応」、3番目に「専門職大学等の扱いについて」、4番目に「地域における大学の振興と若者の修学・就業の促進」、5番目に「『地域分散型』学修の推進」ということでございます。

最初の「はじめに」のところは法律の経緯ですとか、この有識者会議の設置の経緯を書いているところですので省略をさせていただきます。

1つ目の収容定員増加抑制の状況でございます。こちらはデータもお示しをしておりますけれども、まず、この定員増加抑制につきまして、法制定時に既に投資・機関決定を行っていた場合、例えば23区内で土地を取得していて、そこで定員増を既に予定していたような場合でございますが、それについては法附則により経過措置として23区定員増加抑制の例外とされていたということがございます。そのために、法施行後も一定期間は東京23区内の学部収容定員の増加が見込まれる中、定員増加抑制の効果が現れるには一定の時間を要するということが法制定時に想定されまして、この抑制について5年というような短い期間ではなくて、10年間という期間が設定されたということでございます。

実際、施行後ですけれども、この経過措置による例外規定で2.5万人の定員増が届けられております。また、それに伴いまして23区内の入学定員は依然として増加しているということで、学生数につきましても23区が多い状況が続いているということで、東京都への大学入学者超過数は法制定前から大きく変わらず、おおむね7万人で推移しているということでございます。

そういった中で、地域の若者の著しい減少を防ぐことが法制定の目的でございましたけれども、進学時の人口動態という面からは、現時点では歯止めがかけられていないということでございます。なお、前回、進学時の人口移動よりも就職時のほうが重要ではないかという御指摘がございまして、事務局からお示ししていた資料で少しミスリーディングなところがあったかと思っております。事務局でお示した住民基本台帳ベースの統計ですと、学生で住民基本台帳を移さない場合が反映されませんので、必ずしも実態に即していない部分がございます。実態に即している数字といたしましては、学校基本調査で出身高校と入学した大学からみたデータがございまして、それによる東京圏への大学入学者超過数は、新卒就職時における東京圏への流入超過よりも、ほとんどの年で上回っているということでございます。

加えまして、出身の地域内で進学した学生は、卒業後にも当該地域で就職する割合が比較的高い一方で、地方から首都圏に進学した学生は、4人のうち3人が首都圏で就職しているということからも、進学時における移動がその後の就職選択に大きな影響を与えと言えるということでございます。

こういったことから、若者の東京一極集中是正という観点からは、地域における雇用機会の創出などの就職時の対応と併せまして、大学進学時の対応も重要であるということで、定員増加抑制については、引き続き法に沿って適切な運用がなされるべきであるとしております。

また、先ほど申し上げました経過措置による例外につきましては、今後、一定落ち着くと見られる中で、地方大学の振興策と相まって定員増加抑制の効果が今後表れるか、23区内の学生の割合ですとか地方大学の状況などを定期的に把握していくことが求められるとしております。ここに掲げておりますのはデジタル田園都市国家構想総合戦略、昨年末に閣議決定したものですけれども、ここに掲げているKPIを書かせていただいております。

2番目ですけれども「高度なデジタル人材の需要への対応」のところは、先ほどの文部科学省の資料をベースにここに入れさせていただいております。繰り返しを避けたいと思いますが、高度なデジタル人材については、地方での育成を手厚く進めるべきである一方、23区内においても地方の若者の著しい減少を助長する恐れが少ない合理的な範囲内において例外を設けるということで①②③、先ほどのものを書いております。この地方の若者の著しい減少を助長する恐れが少ないといえますのは、法律において、注記しておりますけれども、例外措置として想定されているものでございます。こういったことにつきまして例外措置を講ずるに当たっては、産業界における高度なデジタル人材のニーズや地方大学における定員増の状況も考慮しつつ、地方公共団体関係者の参画も得て要件を確認することにより、定員増の妥当性が判断されるべきとしております。

大きな3番目の「専門職大学等の扱いについて」でございます。専門職大学につきましては、この法が定められることに前後しまして、学校教育法の改正でできた新しい制度ということで、経過措置といたしまして専門職大学の制度化から5年後、令和6年3月までの期間に限って定員増加抑制の対象外、適用しないとされているということでございます。

これまで専門職大学は全国で19大学3短期大学1学科が設置され、23区内にも設置をされているところでございます。この有識者会議におきましては、産業界との連携等の観点から、引き続き専門職大学等を例外とすべきといった意見もあったところでございますが、法律による規制の効果を減衰させるような例外はできる限りなくすべきという中で、特例を5年とした法律の施行後の特段の状況変更がないということ。また、他の大学と異なる扱いとすべき特段の事由が見当たらないということでございます。

また、学校種としての例外以外の例外、本則の例外がございまして、他の例外規定を適用させることで、例えば専門学校からの転換も含めてスクラップアンドビルドによる定員増は可能であるということ、また、先ほどの高度デジタル人材につきましては、専



門職大学についても例外になるというようなことも考慮いたしますと、専門職大学等につきましては法の規定どおり、令和6年度から定員増加抑制の対象とすることが適当としております。

一方で、専門職大学等は、地域の実践的な人材の育成という観点から極めて重要ですので、日本全体でのマーケットの醸成や成果の創出などの方策を充実させることが重要ということで、国や自治体、産業界による認知度の向上に向けた取組や、より一層実践的な教育を可能とする支援を期待したいとしております。

大きな4番目の「地域における大学の振興と若者の修学・就業の促進」は、この法律の目的そのものでございますけれども、今ほどの定員増加抑制以外のことを記載していません。特に法律において設けられました地方大学・地域産業創生交付金がございますし、そのほか各省の様々な取組も含めまして地方大学の魅力の向上ですとか、産学官連携による地域産業創生・雇用創出が進められてまいりました。

特に今後、デジタル田園都市国家構想ということをお示しをしまして、各地域においてもデジタル技術を活用した地域活性化を進めていくというステージでございますけれども、その中で、首長の強力なリーダーシップによって地域の産学官が連携し、大学の知を活かした人材育成やイノベーションによる課題解決を図っていくということが、より一層重要になっているということで、そういった地域の強み、また、大学の強みや特色を生かした取組を一層加速させるために、これまでの成功モデルも参考に、比較的小規模な取組も含めまして、国による支援を充実させることが必要としております。

また、その際に、ジェネリックスキルを身につけた人材も重要であるということですか、大学が公共性を活かしてハブとしての役割を果たすことが期待されるということでございます。

また、先ほどの知事会の意見にもありましたが、若者の地域への就業の促進のためには、就業しなさいということではなくて、若者を引きつけるような産業を育成・確保し、就職先をつくっていくことが重要ということで、企業誘致や起業の支援も含めまして、魅力ある雇用を創出することが重要ですので、地域に仕事をつくる取組を各省を挙げて推進することを期待するとしております。

また、こういった魅力のある仕事・雇用をつくっていくとともに、学生にそれを知っていただくということが重要ということで、大学において、地域と連携したPBLなどで学生が地域の魅力を知ることに加えて、高校段階から地域社会と連携した探究学習を推進することで、より高い効果が期待されるということでございます。

加えまして、自治体や産業界による地元就職者の奨学金返還支援ですとか、地域の若者への就学支援を含めて、様々な施策が複合的に講じられることが望ましいとしております。

最後の5ポツでございますが「『地域分散型』学修の推進」でございます。これまでどちらかというと地方大学が地域に貢献ということでございましたが、都市部の大学による地方創生への貢献も期待されるということをお示しを記載してございます。地域におきましては、地

域連携プラットフォームなどで地域の人材育成や課題解決のための議論が産官学でなされていますが、地域の高等教育機関で賄えないようなものも含めて、域外の大学等との連携で取組を強化することが考えられる。

特に先ほどの高度なデジタル人材の育成という観点からも、都市部の大学で学生に地域のDX現場で学んでいただくというようなことが想定されますけれども、なかなか都市部の大学で地方企業の情報がないというようなこともございますので、経済産業局をはじめとして書いておりますけれども、地域の産官の関係者の方にもそういった情報をとりまとめていただいて提供するなどの効果的な取組を期待したいとしております。

さらに今般のデジタル化ですとか、新型コロナウイルス禍でのオンラインの進展という中で、働く場もそうですけれども、学びについても場所を選ばないといったことが大分進んでいっているという中で、都市部の大学が地方の大学と連携したり、また、自治体と連携協定を結ぶなどして地方に学修拠点を設けるなどによって、学生が全国に分散して、各地域の拠点で探究学習やオンライン教育を組み合わせる学修する言わば「地域分散型」と呼べる学修スタイルが広がりつつあるということで、大正大学の例などを挙げております。

こういった地域分散型の学修のメリットですけれども、自治体にとっては若年人口の増加や関係人口の増加、また、産学官連携による地域課題の解決ですとか新産業の創出の可能性などのメリットがあるということ、さらに学生にとっては、地域社会や多様な他者との協働の中で実践的な学修が可能、また、進学先・就職先の選択肢の拡大ということで、様々な事情で地元を離れられないといった場合に、地元にはない分野の指導を都市部から受けることができるというようなこともございます。

また、大学にとってのメリットといたしましても、地域との連携による教育・研究の質の向上ですとか、より広域的な地域の志願者へのアピールが期待できるということでございます。

地域分散型の教育において重要な役割を果たすオンライン教育は、これからということもございますが、様々な特例も活用してオンラインでの教育活動を積極的に活用されることが望ましい。また、大学間連携につきましても、共同教育課程等の制度を活用して地域間での大学連携を推進することで、地域分散型の学修が一層普及・促進されることを期待したいとしております。

とりまとめ案についての説明は以上でございます。

○増田座長 ありがとうございます。

それでは、これから意見交換に移りたいと思うのですが、ちょうど北畑委員から資料4を御提出いただいておりますので、御意見のある方は挙手するか、オンラインの方は挙手ボタンで合図をしていただきたいと思いますけれども、まず、北畑委員から最初に御発言をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○北畑委員 資料4を御覧いただきたいと思います。最初に、これまで2回、いろいろな意見を申し上げたことに対して、非常に丁寧で膨大な資料を整理していただいたことに感

謝を申し上げたいと思います。全て納得したというわけではないのですが、非常によく分かりました。科学的なファクトを整理していただいたことに感謝を申し上げます。それから、この有識者会議をきっかけに、文部科学省で専門職大学について非常に具体的な支援策、それから、我々の最大の悩みでありますけれども、認知度向上についててこ入れしていただくということをいただきました。これも心から感謝をしたいと思います。

その上で、お手元の資料4は、既設の専門職大学全員が加盟しております専門職大学コンソーシアムとしての意見を集約したものでございます。全て読み上げることは避けまして、ポイントのみを申し上げます。

経過措置が切れることにつきましては、私どもは、この法律の早期撤廃が必要だと考えます。日本の大学の国際競争力とか若者の学習機会を狭めているところがありますので、基本的には早期撤廃をしていただきたい。それが難しいのであれば、5年で切られている専門職大学制度、まだ立ち上がったばかりの制度なので、この経過措置の延長をお願いしたいというのが基本的な意見でございます。

意見の2は飛ばして、後で申し上げます。

一番強調したいのは意見の3でございます。規制の在り方、経過措置の延長についてはいろいろな意見があるということはよく分かっておるわけですがけれども、全国知事会の方も含めて全ての方に合意いただけるのは、この法律の名前のおり、地方で修学機会を増やして地方で就職することが重要だと思うのです。

この点は全ての合意があると思うのですが、PRをさせていただきますと、専門職大学制度は、まさにそのための制度なのであります。特に必修科目として600時間の臨地実務実習、企業の現場に行って勉強するのが最大の特色です。それは現場で自分の学びが足りないことを自覚して、また勉強しようということで、学生が大きく伸びることがあるのですけれども、他方で地元の企業のよさ、魅力的な経営者、これから伸びる産業を学生が目の前で見て実感する絶好の機会でございます。3年生になって慌ててリクルートスーツに身を固めてというのでは、就職選びの失敗、就職後3年で3割転職となりかねない。在学中から企業の現場に入れば、職業というのはどういうものかを知りますし、何も東京に本社があってテレビコマーシャルをやっている大きな企業に就職することだけが自分の人生ではないということがよく分かるのでございます。

研修に行った学生が、行った企業が気に入ったのでぜひ入りたいとか、それから、お世辞半分かもしれませんが、来た学生が優秀で、こういう学生を採りたいと言ってくれる地元企業がたくさんあります。ほかの大学もこういう制度を採り入れられたらいいと思うのですけれども、臨地実務実習という制度が私ども専門職大学のセールスポイントでございます。

それから、教育課程連携協議会という仕組みがあります。地元の自治体とか産業界の代表に入っていただいて、カリキュラムの見直しについて意見をいただきます。これは時代に沿ったこれからの伸びる産業に合った教育を行うための意見をいただくいい場ござい

ます。この2つが制度上設置されているということは非常に重要でございます。全国知事会からは厳しい意見もいただいたのですが、まさにその中で、県とか市町村に間に入っていただいて、産学公で専門職大学の学生が、地元の企業のよさを知る場をいろいろなところをつくっていただきたいというのが要望でございます。

そのため、意見の5の修文をぜひお願いしたいと思います。

それから、最後はコンソーシアム全体の意見ではなくて私的な意見なのですが、この法律というのはデジタル人材かほかの人材かという教育の分野を分ける法律ではないと思います。それから、高度か高度でないかということに分ける法律でもない。そういう概念を持ち込んでくると、この法律の理念が破綻するのではないか。デジタル人材であろうかそうでなかろうか、あるいは高度であるか高度でないかということとは関係なく、とにかく東京に人口が増えてくるのが問題だと書いてあるわけですから、教育の分野を限定するとか、レベルで差をつけるという概念を持ち込むと、この法律のもともとの理念が破綻するのではないかと思っております。もし、こういう制度を入れられるのであれば矛盾した法律になり、10年後は自動的に廃止するのだろうなと私は思っております。

長くなりましたけれども、以上でございます。どうぞよろしく御審議いただきたいと思っております。

○増田座長 北畑委員、どうもありがとうございました。

前回、前々回からお話のございました専門職大学についての基本的なスタンスと、それを踏まえた上で修文のことも含めて要望を頂戴したと理解いたしております。

それでは、少しほかの方からも意見をいただいて、その上で、必要に応じて意見交換していきたいと思っておりますので、他の委員の方で御意見のある方、どうぞ御発言いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

曄道委員から御発言をお願いいたします。

○曄道委員 曄道でございます。どうもありがとうございます。

確認をさせていただきたいと思っております。イメージをもう少しつかみたいところがございます。例外措置として23区の大学の定員増というところで、3つの要件をつけていただいているのですが、4ページの②にあります収容定員増の場合に一定期間後に増加前に戻すことを前提としたというところは、イメージとしては、もしデジタルの分野で何かしらの定員増を申請するのであれば、同時に何年後に何名の減員をする計画がこのようにありますということを、そのときに提示をするというイメージでよろしいのでしょうか。

○増田座長 今の点は確認でございます。

それでは、伊藤戦略官、どうぞ。

○伊藤戦略官 詳細な制度設計はもちろんこれからの部分になりますけれども、私どもは別途、例えば基金でも、それによって補助率を変えるというようなことを検討していこうと思っております。今の時点で、例えば何年後にA学部を何名減らすというまでの具体的な計画は恐らくなかなか立てにくいと思っておりますけれども、大学全体として、増やした分

に見合う定員については減らしていきますということを、ある種大学の意思として表明をしていただくことで確認をすることになるのかなと考えているところでございます。詳細は、この報告をいただいた後に検討を詰めてまいりたいと思っております。

○増田座長 擘道委員、よろしいですか。

○擘道委員 続けてよろしいですか。先ほど御説明いただいた中で御配慮いただいたのが、スクラップアンドビルドのときに、閉じるときに学生が減っていく、それから、増やすときに今度は教員が必要になってということでの人件費等についての御配慮をいただいたのだと思います。もう1点、大学の事情としては、以前にも申し上げたのですけれども、例えば仮にあるA学部を廃止して新しいC学部をつくる、あるいは学科をつくるといったときに、A学部に在籍していた教員は数年でいなくなるわけではないのです。仮に、大学の事情によると思うのですけれども、分野そのものがなくなるとしても、その教員は場合によっては、まだ20年の任期を残しているとか、そういった人たちが出ますので、そのスクラップアンドビルドの同時性が難しいということについての御留意というか、事情については御理解をいただきたいなと感じました。

もう1点、5ページ目の一番上のところに、デジタル人材のニーズ地方大学における情報計画部・学科の定員増の状況も考慮しつつ、定員増の妥当性の判断と書いていただいております。この定員増の状況を考慮しつつという部分が私の中で整理ができていなくて、地方大学において情報系学部や学科がつくられて定員増がスムーズに図られていくということになると、国のDX人材の先ほどの不足のところに対しての一定程度の効果があるから、その場合には23区で定員増の必要はないという解釈もできると思います。一方で、情報系学部や学科が地方においてどんどんできていかない、そこでの定員が増えていかないと、23区内で定員増をすると、また学生がそちらにどんどん流入をしてしまうから、それも駄目ですよと、なので、どちらの状態になっても23区での定員増は難しいのかなという気がするのですが、この辺はいかがでしょうか。

○増田座長 これも伊藤戦略官からお願いします。

○伊藤戦略官 最後の質問の部分については、事務局で今いろいろな意見をおまとめいただいてつくっていただいている部分の解釈にもなるかと思いますが、基本的には先ほど申しましたように、ごくわずかな定員増であれば23区を増やすまでもなく、地方で十分満たせるだろうというような御意見も踏まえつつ、もう一方で、今、私どもが必要と思っているのは、23区の大学を抜いて地方だけで賄うというのは大変厳しいぐらいたくさん的人数が必要であろうということを前提としつつの考えでございます。

基本的にそこは、私どもはちょっと想定し得ないのですけれども、爆発的に例えば地方のほうで何万人増やしますみたいな話になってきた場合には、23区の特例を設けることの妥当性自身がどうなのかという話になりますので、そういうことを想定しまして書いているところでございます。

具体的には、どう確認していくのかということなのですが、ちょうど私どもが例

の基金をつくり、今、この基金も活用しながら各大学でどういう意向でどのくらい増やしていく考えがございませうかというのは、アンケート調査をはじめ、取っているところでございますので、その動向をしっかりと見据えながら、やみくもに供給過多にはならない範囲で、そこは確認をしていくのかなと思っております。いずれにせよ、全国的に見ると、恐らくこの特例、また基金で増加を促したとしても足りないという状況が若干緩和されるというレベルなのかもしれないぐらいの危機感を今持って、デジタル人材の育成には取り組んでいるところでございますので、そのように考えているところでございます。

○曄道委員 ありがとうございます。

3 ページで、状況を定期的に把握していくことが求められるという中段のところ、どこに入学者がいるかといったようなことが大きな論点になっていると思うのですけれども、今、伊藤戦略官がおっしゃったように、DX人材の育成というかなり明確な急務がありますので、それに対しての達成度みたいなものがウォッチされるべきかなと思ひまして、意見を申し上げました。

冒頭で申し上げるべきでしたけれども、この議論のとりまとめ案を策定いただきましたことに改めて感謝を申し上げたいと思ひます。ありがとうございました。

○増田座長 どうもありがとうございました。

あと、オンラインで御参加の委員の方から御発言があればと思ひます。

秋山委員、小林委員、村岡委員という形で御発言をいただくように指名してまいります。秋山委員、どうぞお願いいたします。

○秋山委員 私は産業界に身を置く者ですので、そこから今見えている景色から少し、デジタル人材について発言をさせていただきたいと思ひます。

今回、東京一極集中の問題など、いろいろ考えなくてはいけない問題は確かにあろうかと思ひます。これから実際に大学を卒業したり、あるいは大学で学ぶ学生たちが社会に出て行って、これから彼らがどういう環境の中で職を得たりしていくかということを考えると、まず、デジタル人材に関しては、東京・地方にかかわらず、今日、いろいろデータをお示しいただきましたけれども、この需給ギャップは、これから解消されるよりもますます広がるというようなことに関する危機感を大変強く持っています。

また、需給ギャップが広がることによって、デジタルを勉強したことによって将来の自分のキャリアアップだとか、就職の可能性が広がるということを若い人たちも見ていく時代になっていくと思ひますので、そうすると、学生の総数は減っても、デジタルのことを勉強したいという学生がこれから増えていくのだと思ひます。そう考えると、デジタル人材を育成する定員を増やしてもなかなか追いつかないということが、これから起き得る最も現実的な景色になるのではないのかなと思ひております。

ですので、いろいろな取組を今日御紹介いただいておりますけれども、むしろ臨時的な定員増というようなフレームワークで、これからデジタル人材の確保を考えるのであれば、逆に相当数思い切った定員増をしていくことをある程度前提に考えておかなければ、

例えば5年後に考えていた効果がなかなか出せなかったと、なぜならば、いろいろこういう例外事項をつくったからということにならないような実質的な取組、あるいはその方向性を出していくということが今回の検討で重要なことであろうと思いますので、その点を申し上げておきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○増田座長 続きまして、小林委員、お願いいたします。

○小林委員 難しい課題をいろいろな視点からまとめていただきまして、本当にありがとうございました。私としては2点ございます。

1点目は、デジタル人材の育成という観点と地方創生というのをクロスオーバーして書かれているような文だと考えております。特に前半のデジタル人材については、先ほど秋山委員がおっしゃったとおり、これからデータドリブン社会、Society5.0の社会を構築していくためには必須の部分だと思います。そこで、AI戦略2019などでいわれているところのリテラシーレベルの学生を増やしていくというよりは、その上の応用基礎、あるいはエキスパートの高度デジタル人材を育成していこうというようなことが、ここに書かれているのではないかと思います。

そう考えたときに、実は今でも大学では、毎年多くのデータサイエンスや情報工学、情報系の学部ができています。しかし、必ずしも全ての大学で学生が集まっているわけではありません。これはなぜかという、高校時代に3分の2の高校が文理選択を導入していて、それは高校1年生の夏から秋にかけて、文系から理系かを受験のために選択するというような状況です。この段階で、多くの子が数学が嫌いだから数学から早期離脱してしまうといったようなことで、そもそも学部を幾らつくっても母集団が形成されないというような課題があると思います。また、理系の女子もクラスが増えていると伺っていますが、割と理工系の中でも医療系のほうを希望する生徒が多いということで、工学系、あるいは情報系については、自分が働いている未来の姿が見えづらいのではないかと思います。

なので、学部を増やすとか、人数を増やすのはオーケーなのですが、それを不足するから集めましょうというだけではなくて、このような職種でこんな未来があるからこういった人たちがたくさん必要ですよということで、職や働き方をきちんとイメージさせていくことが、若年時からすごく重要になってくるのではないかと思いますというのが1点目でございます。

今、若年時が大学生だけになっていますが、企業に勤めている身からすると、リスクリングということで、今の働き手もどんどんリスクリングによってデータサイエンスの力をつけていかなくてはいけない状況です。社会人に向けたリスクリングの対策というのも、これは東京だけではなくて地方でも、自治体や経済団体と一緒にそういった産業構造の変化に伴う人材のリスクリングをきちんと進めていくことが重要ではないかというのがデジタルの部分でございます。

もう1点が、地方創生でいきますと、私は最初から申し上げているのですが、都道府県別の進学率を見ると、東京や京都のように7割進学している県もあれば、あるいは4割強

しか大学に進学していない県もあります。それはその県の子供たちが4割しか大学に行きたいわけではなくて、行きたくてもいけない事情があるのではないかと考えております。そこで、この7ページの上のほうにも書いていただいたのですが、経済的な課題を抱えている若者たちに対して奨学金のローンがかなり重荷になっているところもありますので、そういったところの返還を支援する、あるいは大学で学ぶことをもっと当たり前に行けるような、学びたい人たちが学べるような経済的な支援を追加的に行っていくことが重要ではないかと思えます。これは国だけではなくて、地方自治体も併せてそういった形で若者たちの支援を強化していくことを期待したいと思えます。

以上でございます。

○増田座長 小林委員、ありがとうございました。 それでは、村岡委員、お願いいたします。

○村岡委員 村岡です。 どうもありがとうございます。 私から項目ごとに意見を述べさせていただきます。

まず、1つ目の特定地域内の大学学部の収容定員増加抑制の状況のところの話です。このコロナの間、一貫して東京の転入超過が減ってきておりましたけれども、2022年、コロナのいろいろな制限等も緩和されてきたこともあってのことと思えますが、再び東京一極集中が進む兆しが出てきている。つまり、また東京における転入超過が増加のほうに変わってきたということになってきています。

東京圏の転入超過の大きな要因の一つは、進学に伴う人口移動である部分はかなり大きいので、ここの抑制が重要だと改めて思います。そうしたことを踏まえまして、昨年末に閣議決定されましたデジタル田園都市国家構想の総合戦略の中で掲げられているのは、2027年度に全国の大学入学者数のうち、東京23区に所在する大学の入学者の割合を2021年度よりも低下をさせるとしたKPIが掲げられております。そうしたことで言いますと、とりまとめ案に記載されておりますように、定員増加抑制については引き続き法に沿って適切な運用がなされることがぜひ必要だと思っておりますので、この基本原則はしっかりと維持して進めていくことが重要であろうと思えます。

2番の高度なデジタル人材の需要への対応については、先ほど申し上げたとおりですので、ここでは省かせてもらいます。

次の3番の専門職大学の扱いの点であります。この扱いについて、私自身の意見はこれまで会議で申し上げたところでもありますけれども、先日、全国知事会におきまして、この論点について47都道府県にアンケート調査を行いました。その結果、専門職大学に係る経過措置につきましても、例えば学生の東京一極集中に歯止めがかかっていない。その是正を図る観点から例外措置は予定どおり終了とすべきですとか、専門職大学を既存の大学と区別して経過措置を延長する特段の理由が見当たらないですとか、専門職業人の育成は地方において強化・推進することが重要とか、そういった理由で、大半の都道府県が予定どおり令和6年3月で終了すべきという意見でありました。



この結果も踏まえまして、私としてはとりまとめ案にあるように、専門職大学については法の規定どおり、令和6年度から定員抑制の対象とすることが適当と考えますので、改めて申し上げておきたいと思えます。

それから、4つ目の地域における大学の振興と若者の修学・就業の促進でありまして、若者の地域における修学・就業の促進のために、地方大学の振興と地域の産官学による産業創生、雇用創出、この取組を一層推進することは大変重要なことであろうと思えます。特に地方の人口減少の原因は若者とか、特に女性の人口流出でありまして、人口減少に歯止めをかけていく上で、魅力ある雇用の場の創出は大変重要であります。

山口県においても取組を私も力を入れて進めておりまして、この8年間では250件を超える企業誘致、それから、5,500人を超える新たな雇用の創出、こうしたことを行ってきましたが、そういう中で、このところ地方の分散も進んできて、昨年は過去30年で最多の誘致の実績になりました。

そういった意味では企業の誘致とか雇用の創出の調子が非常に上向いてきているという状況にありまして、ぜひこの流れを変えずにしっかりと進めていかなければいけませんし、そのためにも人材の供給も地方でしっかりとできるようにしていくということも併せて必要だと思っております。そうした意味で、とりまとめについては賛成でございます。スタートアップなどについてももしっかり取り組んでいく、もちろんそういったつもりであります。

5点目の地方分散型の学修の推進ということでありまして、こちらにつきましてもとりまとめ案に賛成です。デジタル化がこのコロナ禍で大分進みまして、物理的な距離はもはやマイナスと捉える必要がなくなっているなど感じます。実際に地方に住みながら首都圏・都市部の企業に勤務して、都会と遜色なく情報サービスを利用できる状況にもなってきました。山口県庁においても1階をテレワークオフィスということで無料で開放しているのですが、毎日何十人も利用に来られます。その中には東京の仕事が続けたまま、職場が完全にリモートワークができるようになったので、こちらに引っ越してきて、東京の自分の好きな仕事を続けながら、住むのは山口で暮らしているという方がかなりいらっしゃいます。そうした中で今、働く世代の人口の転入もどんどん進んできておりまして、この流れもぜひ強くしていきたいと思っております。

そうしたことで言いますと、大学での学習におきましてもオンラインの活用によって、学生が地域社会ですとか多様な方々と共同しながら実践的な学習を行うことも可能になってきております。例えば都市部の学生がデジタルで解決できるような課題が多くある地方に出かけて、そこを拠点に課題解決に取り組む事例も増えていくということで、教育とか研究の質の向上につながりますし、地域の活性化にもつながってくるのではないかと期待もしております。この取組もぜひ促進をしていただきたいと思いますので、そうした思いも込めましてとりまとめ案に賛成でございます。

私からは以上です。よろしく申し上げます。

○増田座長 村岡委員、どうもありがとうございました。

それでは、大森委員、御発言をお願いいたします。

○大森委員 途中、中座してしまいまして申し訳ありません。また、その間の御議論をお聞きできていないので、もしかするとそこを把握していない発言をしてしまいましたら申し訳ございません、お許してください。

とりまとめ案について、私からもお話をさせていただきたいと思います。地方の小さな大学の立場からということで申し上げますと、この法律そのものはしっかりと堅持していくということが、まず、明確に示されたということがよかったと思っております。

その上で、国全体として課題を抱えている部分に関してだけ、何とか特例でというのもうなずける部分かなというところで承知をしたところでもあります。そういう意味で、全体としてよくおまとめをいただいたのではないかなと認識をしたところです。

ただ、幾つか条件を付帯することになると思いますけれども、特に、細かい話をしてしまうと、一定期間後には元に戻しましょうということが書かれております。この一定期間というのが、今、この段階で何年だとか明示できないのは重々承知ですけれども、審査等をする際において、その道筋がちゃんと示されているかどうかというようなことや、あるいはその後のフォローアップ、大体こういう事業系はフォローアップをしていきますけれども、そのことのお約束が守られているかどうかを確認できるスキームというのは、この後の制度設計の中でしっかりしていく必要があるだろうなど、そこが担保されないといけないと思います。一定期間が過ぎたなと思ったら、法律の期間も終わったなとなって何となく終わっていくということではないよう、そういったことが必要かなと思います。

あと、まとめの中で地方大学を振興していこうとしっかり書いていただいて、もっともっと、というところでもあります。前に地方大学自体も頑張らなくてはということをお戒も込めて申し上げましたけれども、それを後押しすることを考えるようと、特に6ページ辺りに、比較的小さな規模でも支援をしていくような取組が必要だということを書いていただいて、これは本当に私が申し上げたとおりで、すごい何億というプロジェクトをというよりも、本当に小さなプロジェクトをたくさんやっていくほうが実効性があると思っておりますので、いろいろな大学が手を挙げられるプログラムをたくさん用意していただけたらありがたいと思います。

もう1点、高校段階の探究のお話も、今、本当に私は探究で高校生と一緒にたくさん学んでいますけれども、地域研究が始まっていて、すごく期待をしています。その中で、デジタルのこともやっていくということによって、人材を掘り起こしていくことが必要だなと思っていました。先ほどデータのお話があって、入学の時よりも就職の時のほうが東京に流入しているように見えるのは、入学時に住民票を移さないからというお話があって、これは多分、小林委員がリクルート総研で調べていらっしゃるって、例えば群馬県でも進学時残留率は30%です。大学進学者の30%が群馬県に残る。実際、大学進学者がどこの大学に行ったかは別にして、群馬県内に就職するのも30%ということで、地元の大学に残った人がほぼ地元に残るという数字は、どこの県も同じように出ていると思うので、このこと

は書き直していただいていたよかったです。

1点、これも小林委員がおっしゃっていたことと近いのですけれども、これから基金も組んでいただいて、全国の3桁台に上るであろう大学がデジタル人材育成の学部づくりに動いていくと思います。地方も頑張らなくてはいけないと思っています。ただ、そのときに大学は設置審議会にお諮りをするわけですが、学生確保の見込みをしっかりと示さないと新設は認めてもらえません。

ただ、今は情報学部が少ないから倍率がついていますけれども、たくさんになったときに、本当に皆が情報を学びたいのかという感覚は、まだ、地方にいと、そこまで盛り上がっている感覚がないのです。そうすると、高校生のアンケートを取ったときに、需要があるのかみたいなことを示せないみたいな可能性もあって、それでも大目に見て設置を許してもらえるのかどうかみたいな、少し特例的なこととか、その後、募集をしても定員が埋まらない可能性もあります。でも、秋山委員におっしゃっていただいたように、すぐその時代が来るわけですから、いずれ埋まるのだろうと思うけれども、最初埋まらない可能性もあるときに、それも大目に見てもらおう。あるいは今、機関要件で就学支援金を出さないみたいなことがありますけれども、多少定員が割れていても情報学部をつくった、頑張ったということで応援してもらえようがないと、なかなか審査も通らないとか、定員割れしてしまったらどうだろうとか、ちょっと躊躇する部分があると思いますので、その辺りも地方でデジタル人材をしっかりとつくっていくときに、国を挙げて地方大学の支援を、お金だけではなくて仕組みといたことを含めて応援していくことを抜本的に考えていかなくてはいけないなと思っています。

また御議論する機会があれば、ぜひと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○増田座長 大森委員、ありがとうございました。

今、御参加の委員の皆様方から今日を含め3回にわたりまして御意見をいただきました。とりまとめをして一定の方向を出す時期に来ておりますので、それで、この資料の3が今お示しをされているという段階でございます。

第1回目は座長としてできるだけ私個人の意見を出さず、公正にとりまとめたいと思っておりましたが、第1回ときには意見が少し、法律自体についての見方も含めて初めは距離があったようにも思うのですけれども、今日の御議論を聞いて、大分そのところは縮まってきているといえるかなと、私の印象ですが、そのように思っております。すなわちこの法律は今も御意見がございましたのですが、住民票ですと、就職時に大分移動が起こっているようでありまして、学校基本調査等々などで分析をいたしますと大学進学時の対応も非常に重要でありまして、そういう形でこの法律が基本はつくられている。5年前ですか、私もその当時関与した者として考えております。

その上で、第1回目辺りは、当初から例外措置があったわけですが、さらにデジタル等の成長分野についてどのように考えていったらいいのかということだったのですが、

等が落ちて、かなりデジタル人材の議論になってきております。このところはどういう人たちがここに当てはまるのかということを中心もう少しきちんと議論することも必要かなと思います。一方で、各委員からお話になっていますように、社会的な要請の度合いですとかボリュームを考えますと、そこは様々な議論を並行しながらやっていく必要があるのではないかと思います。

そういった形で特に事務局、あるいは文部科学省で広く意見を聞いていただいて、具体的に大学の御関係の皆さん方が、そういう社会的な要請に応えるために、自分の大学でどのようにしていけばいいのかということが、より具体的にイメージを持てるように早急に検討を掘り下げていただきたい。それで、皆さんにお示ししていただきたいなと思います。

もう一つは、専門職大学についてなのですが、こちらについては法律の考え方ですと、ちょうど5年の猶予期間、暫定期間が切れるという取扱いになっております。これにつきましては、関係の皆さんの方からの御意見書も北畑委員を通じて頂戴しておりますけれども、やはり専門職大学の重要性は非常に高いものがあるということと、そして今、非常に必要なのは、まだ始まった段階でございますので、今こそ認知度の拡大と発展へのサポートをどれだけしっかりと講じられるのか。今日も委員からお話ございましたので、そこにさらに文部科学省、あるいは内閣官房も含めて力を注いでいくべきではないかと思います。こういった専門職の人たちの人材をどう地域産業に生かしていくのかというのは、今、非常に重要なことでありますので、ぜひそれについてはしっかりと取り組んでいただきたい。

その関係では、具体的に北畑委員からも資料3のとりまとめについて修文の御意見も頂戴しておりますので、そういったスタンスをはっきりとこの中にも記載をして、それで我々の考え方を明らかにすることも必要ではないかと思ったところでございます。

あと、全体として地方大学の重要性といったようなことが今クローズアップされてきておまして、18歳人口がどんどん加速度的に少なくなっていく。そして、去年の出生数も77万ぐらいまで下がっているようですが、18年後にはそのぐらいまでのボリュームしかないとなると、普通に考えますと、地方大学のかなりのところは、本当に消えるぐらいまでになってしまうのではないかと。そうしますと、そういった人たちが大学の高等教育に接する機会がなくなる。あるいは東京の大学の経済的な負担等々を考えますと、やはり今こそ踏ん張って地方大学に対しての重要性の認識と応援・支援をしっかりと国として取り組む。これについても文部科学省でぜひやっていただきたい。今回、このとりまとめの中にもそういった考え方がいろいろ含まれておりますので、それをぜひ全省を挙げて実現に移していただきたいなと思ったところでございます。

様々な御意見をいただいておりますので、どれも大変貴重な意見でございますが、座長の私としては、今日いただきました資料3をベースに必要な修正等を加えて、大きくはこの方向で結論についてはとりまとめをしたいと思っておりますのでございますが、この後の文言の調整等については、今、私が申し上げましたような形でお許しいただければ、私

に御一任をいただく形でとりまとめをさせていただきたいと思っているところでございます。

私が申し上げましたような点について何か御意見をいただければと思います。あるいは確認事項があれば御発言をいただきたいと思います。

曄道委員、お願いいたします。

○曄道委員 おとりまとめにつきましては、私は座長のおとりまとめを尊重させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1点だけ、先ほども触れたのですけれども、この定員抑制の効果について、今、この案の中では、23区内に所在する大学の入学者の割合や地方の大学への入学者の割合といったようなことを見ていくべきであると書いていただいています。このこと自体は残していただいて結構かと思うのですが、この会議としましては、先ほど小林委員が触れられたように、地方の活性化という視点とDX人材の育成という両面を含んでいる問題ですので、それがどのような経過になっているかということもウォッチする必要があります。

例えばDX人材の育成に関しては、秋山委員がおっしゃったように取り巻く状況の変化と、我々教育機関としては育てられる数との兼ね合いであるとか、そういったことも重要なファクターになるかなと思いますので、地域の振興の効果、あるいはDX人材の育成に対する必要数と今の収容数との兼ね合いとか、そういったものも少しモニタリングの項目として、この会議としては書いていただくのがよろしいのではないかなということだけ、意見として申し上げさせていただきます。

○増田座長 曄道委員、ありがとうございました。

今の関係について、今後とりまとめていく上で、伊藤戦略官で今のことを踏まえての対応をお願いしたいと思います。その点はよろしいですか。

○伊藤戦略官 調整をさせていただきます。

○増田座長 内閣官房と文部科学省でよくそこは調整していただいて、いずれにしても、そういったウォッチする機会というのは非常に重要だと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、私が先ほど申し上げましたように、文書についてはまだ、今日いただいた御意見を踏まえての修文も必要になってくると思います。結論というと少し言葉が強いかもしれませんが、大きな方向性としては、ここでとりまとめていることについて、おおむね合意がいただけたのではないかと判断いたしますので、文言の調整等については、座長でございます私に御一任を賜りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○増田座長 どうもありがとうございました。

それでは、そのように今後、取り計らわせていただきたいと思います。

今までの議論を聞きまして、今日が実は最後の会合ということになりますので、私でも最後の修文については事務局とよく相談した上で、可能な限り早く各委員にお戻ししたい

と思います。

最後に、事務局から、土生局長、お願いいたします。

○土生局長 どうもありがとうございます。内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長の土生でございます。閉会に当たりまして、着座にて恐縮でございますけれども、一言御礼の御挨拶をさせていただきたいと思います。

本有識者会議におかれましては、昨年9月から委員の先生方に大変活発な御議論を賜りました。また、増田座長におかれましては会議運営に多大な御尽力を賜りました。この機会に、まず厚く御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

内閣官房といたしましては、今日の議論でも言及がございましたとおり、昨年末に今後5年間のデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定させていただきました。これに基づきまして、政府一丸となってデジタルの力を活用した地方の社会課題解決力の向上を推し進めてまいりたいと考えております。その総合戦略の中でも地方と東京圏との転入転出の均衡を目指しまして、地方に仕事をつくること、あるいは人の流れをつくること、これらが重要な柱と位置づけられておるわけでございまして、その中でも修学・就職時における若者の地方への流れを創出していくことの重要性を掲げているところでございます。また、地域におけるデジタル人材の育成・確保も戦略の基盤として極めて重要であり、政府を挙げて推進していくこととしております。

今回、この有識者会議で御議論いただきました内容、さらに御指摘を賜りました様々な点を踏まえまして、文部科学省をはじめとしまして関係省庁とさらに連携をしながら、施策の着実な実行に努めてまいりたいと考えております。

増田座長をはじめとしまして、委員の先生方には今後も引き続き御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私から御礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○増田座長 どうもありがとうございました。

それでは、この有識者会議は以上で閉じさせていただきたいと思います。

委員の皆様方、事務局、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。